明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

二　法第三十七条の十四第五項第三号ロに掲げる期間の非課税適用確認書　次に掲げる事項
イ　当該非課税適用確認書に係る法第三十七条の十四第六項第二号の申請書の提出をした者の氏名及び生年月日
ロ　勘定設定期間として法第三十七条の十四第五項第三号ロに掲げる期間
ハ　法第三十七条の十四第十項の所轄税務署長が当該非課税適用確認書を作成した年月日
ニ　整理番号
ホ　その他参考となるべき事項

第十八条の十五の三第六項第二号中「に記載された基準日及び当該基準日における国内の住所並びに整理番号」を「の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める事項」に改め、同号に次のように加える。

イ　法第三十七条の十四第五項第三号イに掲げる勘定設定期間に係る当該非課税適用確認書、非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書（以下この号において「非課税適用確認書等」という。）　当該非課税適用確認書等に記載された基準日及び当該基準日における国内の住所並びに整理番号（当該非課税適用確認書が同条第二十四項の規定により非課税口座開設届出書に添付して提出をされたものとみなされたものである場合にあつては、これらの事項に代えて、同項の規定の適用に係る法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座を開設する際に同号に規定する未成年者口座開設届出書に添付して提出をされた同項第七号に規定する未成年者非課税適用確認書又は同項第八号に規定する未成年者口座廃止通知書に記載された整理番号。ロにおいて同じ。）
ロ　法第三十七条の十四第五項第三号ロに掲げる勘定設定期間に係る非課税適用確認書等　当該非課税適用確認書等に記載された整理番号

第十八条の十五の三第六項第四号中「第三十七条の十四第五項第三号イ又はロに掲げる期間」を「第三十七条の十四第五項第三号イからハまでに掲げる期間」に改め、同条第七項第二号中「に記載された基準日及び当該基準日における国内の住所並びに整理番号」を「の前項第二号イ又はロに掲げる区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める事項」に改め、同条第八項中「第三十七条の十四第六項」を「第三十七条の十四第六項第一号」に改め、同項第二号中「国内において」を「恒久的施設を通じて」に改め、同条第二十五項中「第二十五条の十三第二十四項に規定する財務省令」を「第二十五条の十三第二十五項に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第二十五条の十三第二十四項」を「第二十五条の十三第二十五項」に改め、同項第三号中「同条第六項」を「同条第六項各号」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十四項中「第二十五条の十三第二十項」を「第二十五条の十三第二十一項」に、「同条第二十一項又は第二十三項」を「同条第二十二項又は第二十四項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十三項中「第二十五条の十三第二十項に」を「第二十五条の十三第二十一項に」に改め、同項第一号中「第二十五条の十三第二十項」を「第二十五条の十三第二十一項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十二項第二号中「前項第二号」を「第六項第二号イ又はロ」に、「同項第六号」を「前項第六号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十一項第二号中「に記載された基準日及び当該基準日における国内の住所並びに整理番号」を「の第六項第二号イ又はロに掲げる区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める事項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十項第二号中「に記載された基準日及び当該基準日における国内の住所並びに整理番号」を「の第六項第二号イ又はロに掲げる区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める事項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十九項第一号中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十八項第二号中「に記載された基準日及び当該基準日における国内の住所並びに整理番号」を「の第六項第二号イ又はロに掲げる区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める事項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十七項中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十六項第二号中「に記載された基準日及び当該基準日における国内の住所並びに整理番号」を「の第六項第二号イ又はロに掲げる区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める事項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十五項第一号中「第三十七条の十四第六項」を「第三十七条の十四第六項各号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十四項を同条第十八項とし、同条第十三項中「第二十五項第三号」を「第二十九項第三号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十二項中「第二十五条の十三第十六項又は第十七項後段」を「第二十五条の十三第十七項又は第十八項後段」に、「同条第十八項」を「同条第十九項」に、「同条第十四項又は第十七項後段」を「同条第十五項又は第十八項後段」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十一項中「第二十五条の十三第十五項」を「第二十五条の十三第十六項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第十八条の十二第三項第三号中「番号既告知者」とあるのは、「施行令第二十五条の十三第十三項（第十八条の十五の三第十四項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者」と読み替えるものとする。

第十八条の十五の三第十一項を同条第十五項とし、同条第十項中「第二十五条の十三第十三項」を「第二十五条の十三第十四項」に改め、同項第一号中「市町村長（」の下に「特別区の区長を含むものとし、」を加え、「（以下この号において「指定都市」という。）の長を除く。）又は特別区若しくは指定都市の区の区長」を「にあつては、区長又は総合区長とする。）」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14　施行令第二十五条の十三第十三項の規定は、同条第十五項に規定する財務省令で定める者について準用する。この場合において、同条第十三項中「同項各号の申請書」とあるのは「非課税口座開設届出書」と、「当該申請書」とあるのは「当該非課税口座開設届出書」と読み替えるものとする。

第十八条の十五の三第九項中「第三十七条の十四第六項に」を「第三十七条の十四第六項第一号に」に改め、同項第一号中「第三十七条の十四第六項第一号」に改め、「個人番号」の下に「（施行令第二十五条の十三第十三項の規定に該当する者にあつては、氏名、生年月日及び住所。次項第一号において同じ。）」を加え、同項第三号中「第三十七条の十四第六項」を「第三十七条の十四第六項第一号」に改め、同項第四号及び第五号を次のように改める。

四　勘定設定期間として法第三十七条の十四第五項第三号イに掲げる期間
五　当該申請者が平成二十五年一月一日において国内に住所を有しない場合には、その旨及び同日後最初に国内に住所を有することとなつた日

第十八条の十五の三第九項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12　法第三十七条の十四第六項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　法第三十七条の十四第六項第二号の申請書の提出をする者の氏名、生年月日、住所及び個人番号
二　法第三十七条の十四第六項第二号の申請書の提出先の金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地
三　勘定設定期間として法第三十七条の十四第五項第三号ロに掲げる期間
四　その他参考となるべき事項

第十八条の十五の三第八項の次に次の二項を加える。

9　施行令第二十五条の十三第十三項（第十四項において準用する場合を含む。）の金融商品取引業者等の営業所の長がこれらの規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　施行令第二十五条の十三第十六項に規定する書類の提示又は署名用電子証明書等（法第三十七条の十四第七項に規定する署名用電子証明書等をいう。次号及び第十六項において同じ。）の送信をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、住所及び個人番号
二　当該提示又は送信を受けた年月日及び当該提示を受けた書類の名称又は署名用電子証明書等の送信を受けた旨
三　その他参考となるべき事項